

(案)

官 印 省 略  
番 月 号  
年 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

平成30年2月16日付け20180216資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

# 経済産業省

官 印 省 略  
20180216 資 第 1 号  
平成 30 年 2 月 16 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

# 託送供給等特例認可申請書

電業第909号

平成30年2月16日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

富山県富山市牛島町1-5番1号

北陸電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 金井 豊



電気事業法第18条第2項ただし書の規定により次のとおり託送供給等約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請いたします。

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 料金その他の<br>供給条件の内容 | 別紙に記載のとおりであります。 |
| 実施期日および<br>実施期間   | 別紙に記載のとおりであります。 |

## 料金その他の供給条件の内容等

平成30年2月4日からの大雪により被害が生じたため、福井県福井市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県坂井市、福井県吉田郡永平寺町、福井県丹生郡越前町および福井県越前市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された地域および隣接する地域のうち、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の平成30年1月（平成30年2月6日以降に支払期日を迎えるものに限る。）、2月および3月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（平成29年3月1日付け20161031資第28号認可。以下「託送約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月延長する。

（有効期間満了日：平成30年5月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：平成30年9月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時

の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款71（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：平成30年8月末日）

4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれたときは、託送約款73（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：平成30年8月末日）

5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、平成30年8月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：平成30年8月末日）

6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款63（引込線の接続）、64（計量器等の取付け）および65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：平成30年8月末日）

7. 供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送約款によるものとする。

以 上

(添付書類)

## 電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

## 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

平成30年2月4日からの大雪の影響により、当社供給区域内の電気の利用者に多大な被害が発生しました。（下記地域に災害救助法が適用）

このため、これらの地域および隣接する地域において被災された電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

### 記

#### 1 災害救助法が適用された市町村

(1) 災害救助法適用日：平成30年2月6日

福井県福井市（ふくいけん ふくいし）

福井県大野市（ふくいけん おおのし）

福井県勝山市（ふくいけん かつやまし）

福井県鯖江市（ふくいけん さばえし）

福井県あわら市（ふくいけん あわらし）

福井県坂井市（ふくいけん さかいし）

福井県吉田郡永平寺町（ふくいけん よしだぐん えいへいじちょう）

福井県丹生郡越前町（ふくいけん にゅうぐん えちぜんちょう）

(2) 災害救助法適用日：平成30年2月13日

福井県越前市（ふくいけん えちぜんし）

#### 2 災害救助法が適用された市町村に隣接する市町村

福井県今立郡池田町（ふくいけん いまだてぐん いけだちょう）

福井県南条郡南越前町（ふくいけん なんじょうぐん みなみえちぜんちょう）

石川県小松市（いしかわけん こまつし）

石川県白山市（いしかわけん はくさんし）

石川県加賀市（いしかわけん かがし）

岐阜県郡上市※（ぎふけん ぐじょうし）

※白鳥町（しろとりちょう）の一部

以 上



# 託送供給等特例認可申請書

本ネ営発第3号  
平成30年2月16日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長 勝 野 哲  
社長執行役員



電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

| 供給の種類         |        | 接続供給            | 備考 |  |
|---------------|--------|-----------------|----|--|
| 供給の相手方        | 氏名(名称) | 別紙に記載のとおりであります。 |    |  |
|               | 住所     | 同上              |    |  |
|               | 受給場所   | 受電場所            | 同上 |  |
|               |        | 供給場所            | 同上 |  |
| 供給電力          |        | 同上              |    |  |
| 供給電圧          |        | 同上              |    |  |
| 電気方式及び周波数     |        | 同上              |    |  |
| 料金その他の供給条件の内容 |        | 同上              |    |  |
| 供給開始年月日及び有効期間 |        | 同上              |    |  |

別紙

## 料金その他の供給条件の内容等

連日の降雪の影響により多大の被害が生じたため、福井県福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町、丹生郡越前町および新潟県長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された地域に隣接する地域のうち、当社供給区域内において、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の平成30年1月（隣接地域における災害救助法適用日以降に支払期日を迎えるものに限る。）、2月および3月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（平成29年3月1日付け20161031資第37号認可。以下「託送約款」という。）19（料金）の規定にかかわらず、各々1か月延長する。

（有効期間満了日：平成30年5月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、託送約款19（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：平成30年9月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款73（一般供給設備の工事費負担金）、74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）、75（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）、76（供給地点への特別供給設備等の工事費の算定）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：平成30年8月末日）

4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款21（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれたときは、託送約款79（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：平成30年8月末日）

5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款19（料金）の規定にかかわらず、平成30年8月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：平成30年8月末日）

6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款65（引込線の接続）、66（計量器等の取付け）および68（電流制限器の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：平成30年8月末日）

7. 供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送約款によるものとする。

以 上

(添付書類)

## 電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

## 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

連日の降雪の影響により多大の被害が生じたため、下記地域に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法が適用された地域に隣接する地域のうち、当社供給区域内において被災された電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

### 記

#### 1 災害救助法が適用された市町村

##### (1) 災害救助法適用日：平成30年2月6日

福井県福井市（ふくいけん ふくいし）

福井県大野市※（ふくいけん おおのし）

福井県勝山市（ふくいけん かつやまし）

福井県鯖江市（ふくいけん さばえし）

福井県あわら市（ふくいけん あわらし）

福井県坂井市（ふくいけん さかいし）

福井県吉田郡永平寺町（ふくいけん よしだぐん えいへいじちょう）

福井県丹生郡越前町（ふくいけん にゅうぐん えちぜんちょう）

##### (2) 災害救助法適用日：平成30年2月14日

新潟県長岡市（にいがたけん ながおかし）

新潟県小千谷市（にいがたけん おぢやし）

新潟県十日町市※（にいがたけん とおかまちし）

新潟県魚沼市（にいがたけん うおぬまし）

新潟県東蒲原郡阿賀町（にいがたけん ひがしかんばらぐん あがまち）

※当社供給区域に隣接する市町村

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する当社供給区域内の市町村

(1) 福井県大野市に隣接する地域

岐阜県高山市（ぎふけん たかやまし）

岐阜県関市（ぎふけん せきし）

岐阜県本巣市（ぎふけん もとすし）

岐阜県郡上市（ぎふけん ぐじょうし）

岐阜県揖斐郡揖斐川町（ぎふけん いびぐん いびがわちょう）

(2) 新潟県十日町市に隣接する地域

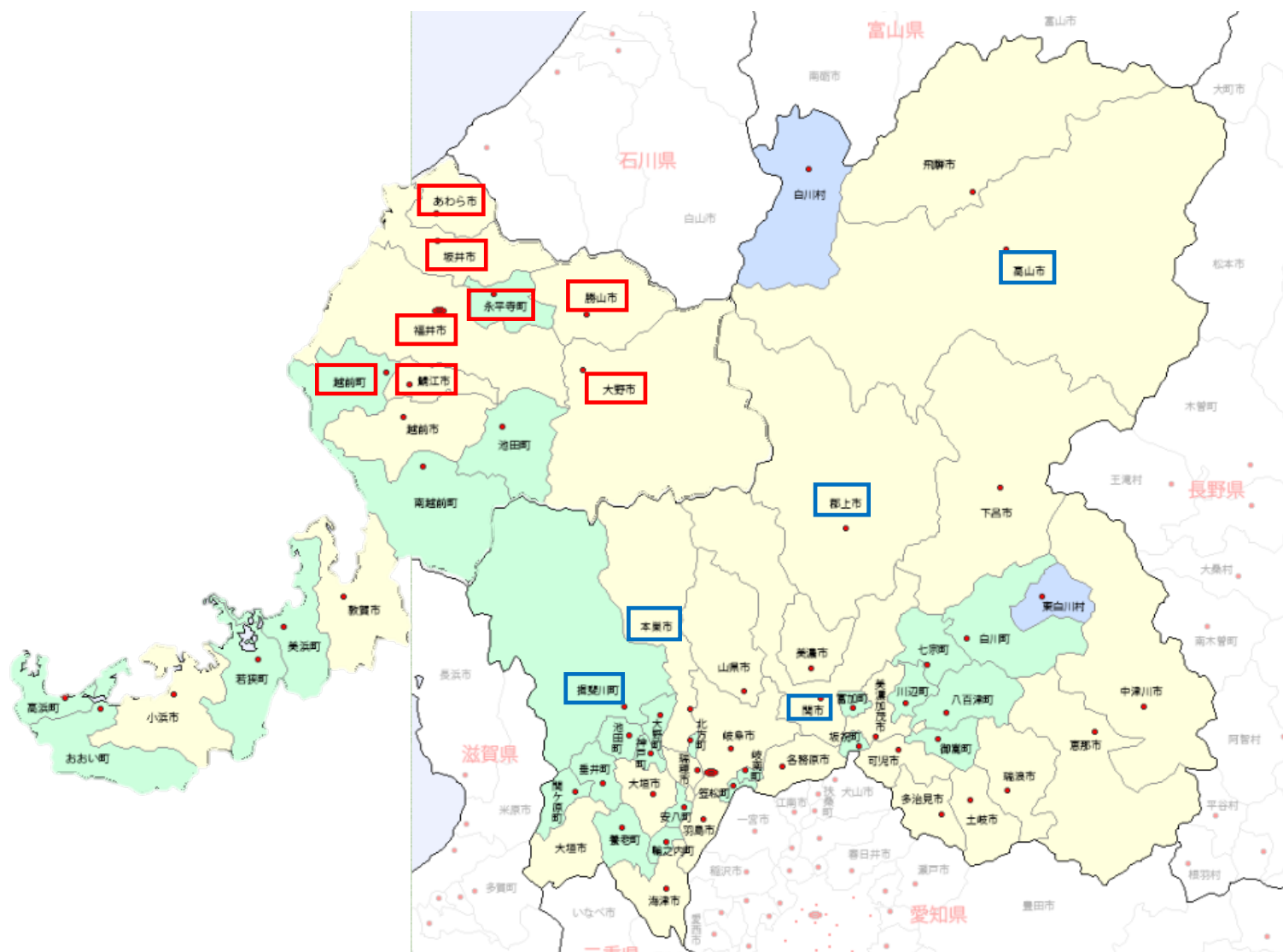
長野県飯山市（ながのけん いいやまし）

長野県下水内郡栄村（ながのけん しもみのちぐん さかえむら）

以 上



## 特措適用対象エリア（適用地域：福井県の一部）



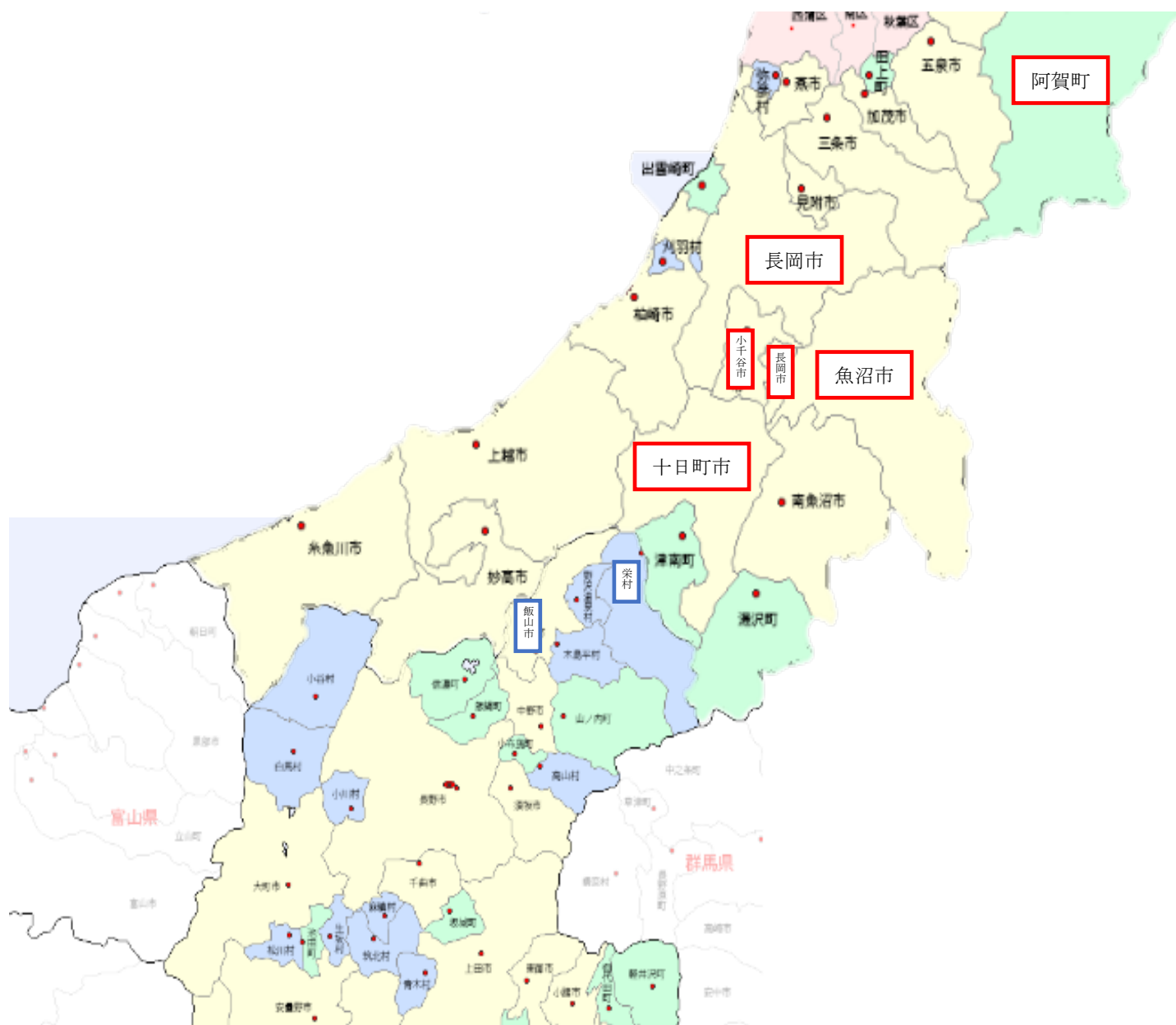
### ○災害救助法適用地域

福井県 福井市，大野市，勝山市，鯖江市，あわら市，坂井市，  
吉田郡永平寺町，丹生郡越前町（すべて当社供給地域外）

### ○当社供給地域内かつ災害救助法適用地域に隣接する地域

岐阜県 高山市，郡上市，関市，本巢市，揖斐郡揖斐川町

## 特措適用対象エリア（適用地域：新潟県の一部）



### ○災害救助法適用地域

新潟県 長岡市，小千谷市，十日町市，魚沼市，東蒲原郡阿賀町

（すべて当社供給地域外）

### ○当社供給地域内かつ災害救助法適用地域に隣接する地域

長野県 飯山市，下水内郡栄村

# 託送供給等特例認可申請書

平成30年2月16日

東北電力株式会社



# 託送供給等特例認可申請書

東北電NWサ企第6号

平成30年2月16日

経済産業大臣

世耕弘成殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 原田 宏哉



電気事業法第18条第2項ただし書きの規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

| 供給の種類         |          | 接続供給            | 備考 |
|---------------|----------|-----------------|----|
| 供給の相手方        | 氏名(名称)   | 別紙に記載のとおりであります。 |    |
|               | 住所       | 同上              |    |
|               | 受給<br>場所 | 受電場所            | 同上 |
|               | 供給場所     | 同上              |    |
| 供給電力          |          | 同上              |    |
| 供給電圧          |          | 同上              |    |
| 電気方式及び周波数     |          | 同上              |    |
| 料金その他の供給条件の内容 |          | 同上              |    |
| 供給開始年月日及び有効期間 |          | 同上              |    |



## 託送供給等約款以外の供給条件の内容

連日の降雪により、電気の使用者に多大な被害が発生し、新潟県長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市および東蒲原郡阿賀町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町およびその隣接市町村（当社供給区域内に限る。）※において、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※隣接市町村は、以下の 20 市町村。

新潟県：新潟市，三条市，柏崎市，新発田市，見附市，燕市，五泉市，上越市，  
阿賀野市，南魚沼市，西蒲原郡弥彦村，三島郡出雲崎町，南魚沼郡湯  
沢町，中魚沼郡津南町，刈羽郡刈羽村

福島県：喜多方市，南会津郡檜枝岐村，南会津郡只見町，耶麻郡西会津町，大  
沼郡金山町

- 1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の平成 30 年 1 月（支払期日が 2 月 14 日以降となるものに限る。），2 月および 3 月料金計算分の料金算定日を，託送供給等約款（平成 29 年 3 月 1 日付け 20161031 資第 31 号認可。以下「託送約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず，各々 1 か月間延長する。
- 2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，被災時から引続き全く電気を使用しない場合には，託送約款 18（料金）の規定にかかわらず，当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を，被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 か月間に限り，免除する。
- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，被災時から引続き全く電気を使用しないで当社との需給契約を廃止し，または契約者が当

該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれたときは、託送約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、平成30年8月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。
- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを平成30年8月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）および65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
- 7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものとする。



別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

連日の降雪により、電気の利用者に多大な被害が発生し、新潟県長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市および東蒲原郡阿賀町に災害救助法が適用されました。

このような状況を踏まえ、被災された電気の利用者の負担の軽減等を目的とし、災害救助法適用市町およびその隣接市町村において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書きの規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

以 上

# 被災状況

(平成 30 年 2 月 14 日 新潟県記者発表資料)

## 1. 災害救助法発令状況

| 地 区                                       | 災害救助法発令状況                                    |
|---|--|
| 新潟県 長岡市<br>小千谷市<br>十日町市<br>魚沼市<br>東蒲原郡阿賀町 | 平成 30 年 2 月 14 日 発令<br>[平成 30 年 2 月 14 日 適用] |

## 2. 被災状況

(単位：人, 棟)

|             | 死者 | 負傷者 | 住 宅 |    |      |      |      | 計 |
|-------------|----|-----|-----|----|------|------|------|---|
|             |    |     | 全壊  | 半壊 | 一部損壊 | 床上浸水 | 床下浸水 |   |
| 長岡市         | 3  | 32  |     |    | 1    | 1    |      | 2 |
| 小千谷市        |    | 5   |     |    |      |      |      |   |
| 十日町市        | 3  | 13  |     |    |      |      |      |   |
| 魚沼市         |    | 12  |     |    |      |      |      |   |
| 東蒲原郡<br>阿賀町 | 1  | 2   |     |    |      |      |      |   |
| 合計          | 7  | 64  | 0   | 0  | 1    | 1    | 0    | 2 |

[参考] 人口・世帯数 (平成 29 年 12 月末現在)

(住民基本台帳人口及び世帯数 新潟県統計課統計情報班 )

| 市 名     | 世 帯 数   | 人 口     |
|---------|---------|---------|
| 長岡市     | 106,638 | 273,296 |
| 小千谷市    | 12,728  | 36,193  |
| 十日町市    | 19,983  | 54,167  |
| 魚沼市     | 13,259  | 36,951  |
| 東蒲原郡阿賀町 | 4,686   | 11,461  |

以上

参 考 資 料

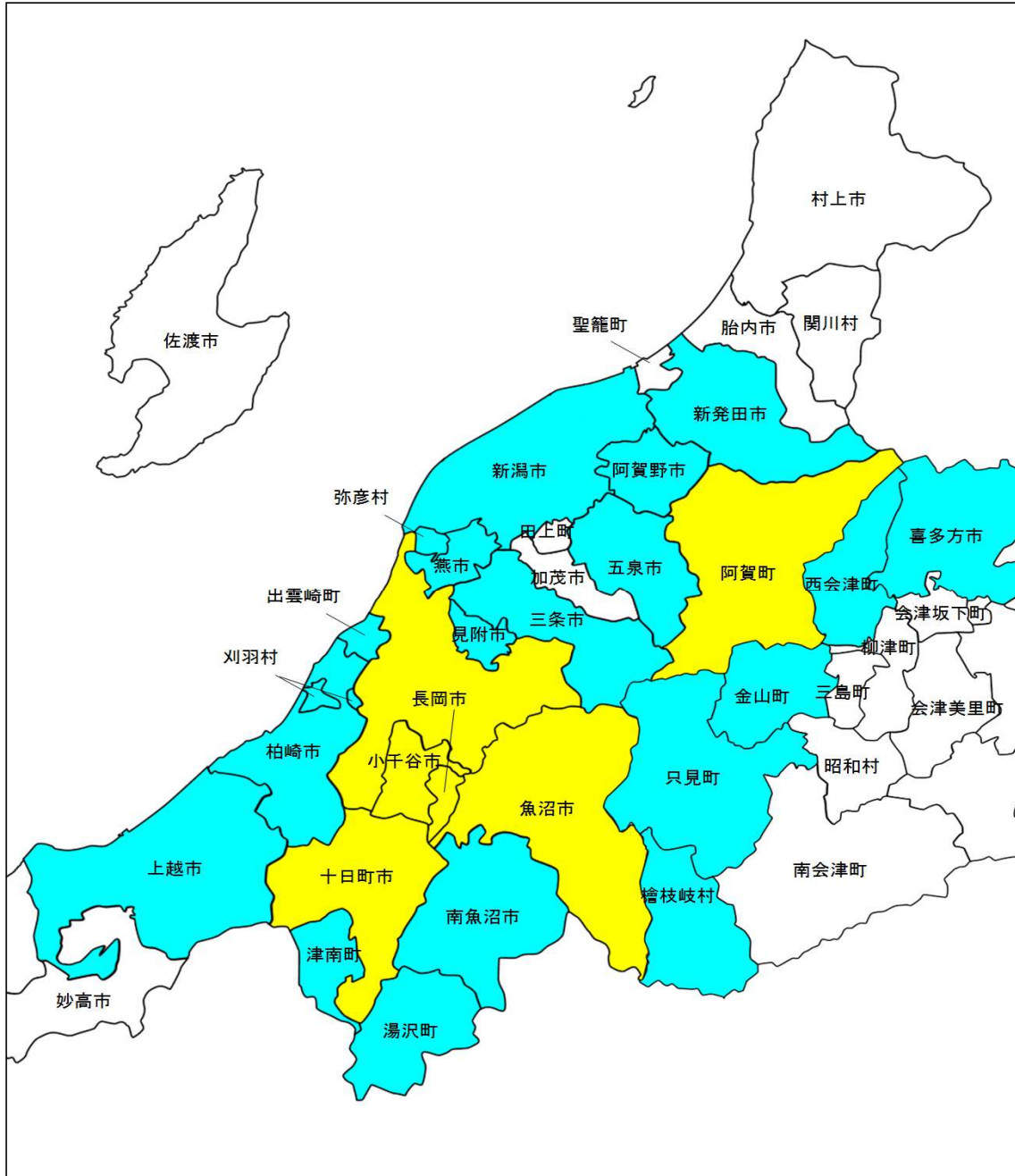
平成30年2月15日時点の適用状況

■ ……災害救助法適用市町村

新潟県長岡市，小千谷市，十日町市，魚沼市，東蒲原郡阿賀町

■ ……隣接市町村

新潟県：新潟市，三条市，柏崎市，新発田市，見附市，燕市，五泉市，上越市，阿賀野市，南魚沼市，西蒲原郡弥彦村，三島郡出雲崎町，南魚沼郡湯沢町，中魚沼郡津南町，刈羽郡刈羽村  
 福島県：喜多方市，南会津郡檜枝岐村，南会津郡只見町，耶麻郡西会津町，大沼郡金山町



【災害救助法適用市町村：新潟県】

| 市町村名    | 読みがな          |
|---------|---------------|
| 長岡市     | ながおかし         |
| 小千谷市    | おぢやし          |
| 十日町市    | とおかまちし        |
| 魚沼市     | うおぬまし         |
| 東蒲原郡阿賀町 | ひがしかんばらぐんあがまち |

【隣接市町村：新潟県5市町】

| 市町村名    | 読みがな           |
|---------|----------------|
| 新潟市     | にいがたし          |
| 三条市     | さんじょうし         |
| 柏崎市     | かしわざきし         |
| 新発田市    | しばたし           |
| 見附市     | みつけし           |
| 燕市      | つばめし           |
| 五泉市     | ごせんし           |
| 上越市     | じょうえつし         |
| 阿賀野市    | あがのし           |
| 南魚沼市    | みなみうおぬまし       |
| 西蒲原郡弥彦村 | にしかんばらぐんやひこむら  |
| 三島郡出雲崎町 | さんとうぐんいずもざきまち  |
| 南魚沼郡湯沢町 | みなみうおぬまぐんゆざわまち |
| 中魚沼郡津南町 | なかうおぬまぐんつなんまち  |
| 刈羽郡刈羽村  | かりわぐんかりわむら     |

【隣接市町村：福島県1市3町1村】

| 市町村名     | 読みがな            |
|----------|-----------------|
| 喜多方市     | きたかたし           |
| 南会津郡檜枝岐村 | みなみあいづぐんひのえまたむら |
| 南会津郡只見町  | みなみあいづぐんただみまち   |
| 耶麻郡西会津町  | やまぐんにしあいづまち     |
| 大沼郡金山町   | おおぬまぐんかねやままち    |

# 託送供給等特例認可申請書

平成 30 年 2 月 16 日

東京電力パワーグリッド株式会社



# 託送供給等特例認可申請書

経料発 29 第 22 号

平成 30 年 2 月 16 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎 貞



電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

| 供給の種類         |        | 接続              | 供給 | 備考 |  |
|---------------|--------|-----------------|----|----|--|
| 供給の相手方        | 氏名(名称) | 別紙に記載のとおりであります。 |    |    |  |
|               | 住所     | 同               | 上  |    |  |
|               | 受給場所   | 受電場所            | 同  | 上  |  |
|               |        | 供給場所            | 同  | 上  |  |
| 供給電力          |        | 同               | 上  |    |  |
| 供給電圧          |        | 同               | 上  |    |  |
| 電気方式及び周波数     |        | 同               | 上  |    |  |
| 料金その他の供給条件の内容 |        | 同               | 上  |    |  |
| 供給開始年月日及び有効期間 |        | 同               | 上  |    |  |





別 紙

## 託送供給等約款以外の供給条件の内容

平成 30 年 2 月 14 日、連日の降雪の影響により多大な被害が生じたため、新潟県 4 市 1 町（長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町）に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用地域に隣接する当社供給区域内の地域（群馬県利根郡みなかみ町、同郡片品村）において、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の平成 30 年 1 月（隣接地域における災害救助法適用日以降に支払期日を迎えるものに限る。）、2 月および 3 月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（平成 29 年 3 月 1 日付け 20161031 資第 34 号認可。以下「託送供給等約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず、各々 1 か月間延長する。
- 2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 か月間に限り、免除する。
- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが平成 30 年 8 月末日までに行なわ

れ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款 69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが平成 30 年 8 月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、平成 30 年 8 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。
- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを平成 30 年 8 月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）および 65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
- 7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

別 添

## 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

平成30年2月14日、連日の降雪の影響により多大な被害が生じたため、新潟県4市1町（長岡市，小千谷市，十日町市，魚沼市，東蒲原郡阿賀町）に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用地域に隣接する当社供給区域内の地域（群馬県利根郡みなかみ町，同郡片品村）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。





## 被災状況

(平成30年2月14日 内閣府発表資料〔平成29年度豪雪にかかる災害救助法の適用について【第1報】〕による)

○ 災害救助法適用地域

新潟県の4市1町※ . . . . . 2月14日 適用

| 災害救助法<br>適用市町村  | 法適用日  | 被害の状況等  | 備考 |
|---|-------|---|----|
| <b>【新潟県】</b><br><small>ながおかし</small><br>長岡市<br><small>おぢやし</small><br>小千谷市<br><small>とおかまちし</small><br>十日町市<br><small>うおぬまし</small><br>魚沼市<br><small>ひがしかんぼらぐんあがまち</small><br>東蒲原郡阿賀町 | 2月14日 | 連日の降雪により、これを放置すれば住家の倒壊により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 |    |

○ 隣接地域（当社管内）

群馬県の1町1村※

※ とねぐん 利根郡 みなかみまち みなかみ町, かたしなむら 同郡片品村